旅行行程表

**団体旅行の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 団体旅行名 |  |
| 実施予定日 | 年　月　日　～　　　年　月　日 |
| 参加予定人数 | （人）　※1台当たり10名以上が条件 |
| 利用するバスの台数 | （台） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 時間 | 行程 | 所要時間 |
|  |  |  |  |

※行程がわかる書類を別途添付していただくことで省略が可能です。

**立ち寄る市内施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 無料施設 | 有料施設 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（裏面もご記入ください）

**以下の内容に同意し、申請します。**

①海南市市内誘客促進事業補助金（以下、補助金という。）の補助金交付申請書および添付書類等の内容に虚偽はありません。

②海南市市内誘客促進事業補助金交付要綱（以下、要綱という。）第3条の補助対象の要件を満たしています。

③補助金の対象となる団体旅行は、要綱第3条第2項第1号から第5号に規定する補助対象外の事業に該当しません。

④要綱第10条の規定に基づき実施する指示及び検査には適正かつ誠実に対応します。

⑤要綱第11条第1号から第3号に規定する事項に該当する場合は、補助金の返還に応じるとともに、市に対し異議申し立てをいたしません。

⑥補助金を、暴力団の活動に使用しません、また、補助金の交付の対象となる事業により、暴力団に対し利益を供与することはありません。

⑦①～⑥の誓約に関し、虚偽はありません。

【海南市市内誘客促進事業補助金交付要綱】（抜粋）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、日本国内に本店を有する旅行業者であって、次のいずれにも該当する団体旅行を提供する者とする。

(1)　バス１台あたりの参加者が10人以上（海南市在住のものは除く。）であること。

(2)　市内施設の滞在時間を30分以上設けていること。

(3)　団体旅行の提供にあたり、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会が策定した旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン、貸切バス旅行連絡会が策定した貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドラインその他の感染症対策に関する指針に基づき感染症防止対策を実施していること。

(4)　団体旅行の提供終了後、旅行業者が当該参加者に対し、市が指定するアンケートを行うこと。

２　前項の規定にかかわらず、旅行業者が提供しようとする団体旅行が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、補助対象としない。

(1)　団体旅行が学校行事であるもの。

(2)　団体旅行を提供する相手方が特定の政治活動又は宗教活動を目的とする団体であるもの。

(3)　団体旅行を提供する相手方が暴力団（海南市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）その他の公序良俗に反する団体若しくはその構成員又は暴力団員（同条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。）であるもの。

(4)　団体旅行の提供日において、出発地、経由地（通過のみの場合を除く。）又は到着地のいずれかが新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の実施区域又はまん延防止等重点措置の措置地域に指定された場合

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

名　　　　　　称

代表者職名・氏名